

①－1 自動車保管場所証明届出書

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）		自動車の区分	登録・軽
車台番号	車台番号	自動車の長さ	センチメートル
車台番号	車台番号	自動車の幅	センチメートル
車台番号	車台番号	自動車の高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		東京都福生市志茂2丁目1番地5号	
自動車の保管場所の位置		東京都福生市福生2丁目10番地 福生第1駐車場 第10号	
届出番号			
上記の事項について届出をします。			
警察署長殿		平成 年 月 日	
		197-0023 東京都福生市志茂2丁目1番地5号 ネツ タマオ 根津 多摩男 042-123-4567	
第 号	使用 種類	自己・他人・共有	通 信 先 氏名 電話
			新 旧 車 同 前 車 代 替 番 号 現 車

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の規定に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄の範囲内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所となっており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標準番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標準番号を記載して、所在図の面付を省略することができる。
5 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〈A〉（新規・変更）／自動車の区分 登録・軽

- ・「新規」と「軽」を○で囲む。

出 書	（新規・変更）	自動車の区分	登録・軽
-----	---------	--------	------

〈B〉自動車の使用の本拠の位置／自動車の保管場所の位置

- ・上段 現住所を記入。
- ・下段 駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入。「同上」不可。

自動車の使用の本拠の位置	東京都福生市志茂2丁目1番地5号
自動車の保管場所の位置	東京都福生市福生2丁目10番地 福生第1駐車場 第10号

〈C〉申請者

- ・日付は記入しない。
- ・新しい車を使用する方の、現住所・氏名、電話番号を記入。
- ・法人で社判・ゴム印を使用する場合、全ページに押印。

〒	(197-0023)
住 所	東京都福生市志茂2丁目1番地5号
(フリガナ)	(ネツ タマオ)
氏 名	根津 多摩男
電話番号	042 (123) 4567

実印（認印でも可）を
全ページに押印。